

概要版

# 第2次清川村男女共同参画基本計画

令和8年度～12年度

男女が支え合い、  
多様な生き方を認め合うきよかわの実現



令和8(2026)年3月  
清川村

# 01

## 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、性別にとらわれることなく、誰もが平等に、自分らしく活躍することができ、喜びも責任もともに分かち合うことのできる社会を指します。

男女共同参画社会の実現に向けては、国際社会において様々な取組が進められています。こうした動向を受けて、国や県では様々な法整備や取組、計画づくり等が進められており、本村においても地域の現状を踏まえ、性別にとらわれることなく、個人・家庭・地域・職場や村政といったあらゆる場面において、活躍できる社会の実現を目指していくことが重要です。



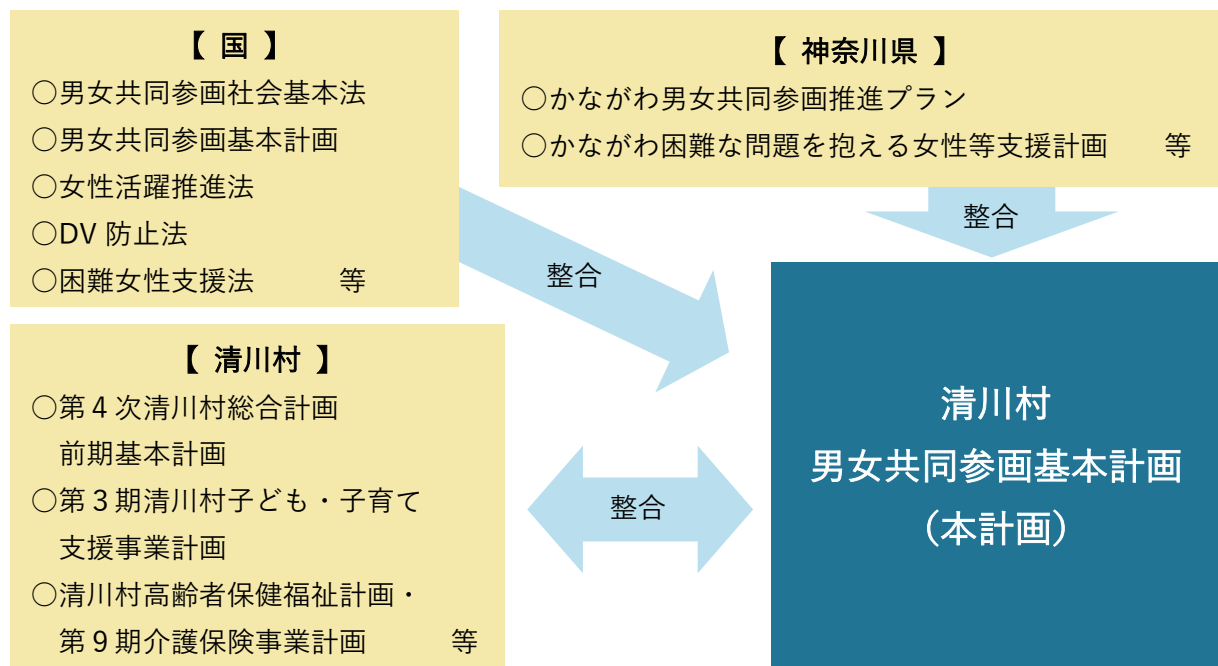
# 02

## 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

策定にあたっては、国や県の関連法令・計画、本村の総合計画・関連計画等の考え方を踏まえることで、整合を図ります。

加えて、本計画は、各法令に基づく「女性活躍推進計画」、「DV防止計画」、「困難女性支援計画」を包含する男女共同参画の一体的な計画とします。



## 03

### 包含する3計画の内容

#### 女性活躍推進計画

働く場面において女性活躍を推進するために、地域の特性を踏まえた施策をまとめたものです。市町村には、計画策定や取組の実施を通じ、「職業生活」という観点で企業や女性に対して積極的にアプローチしていくことが求められています。

#### DV 防止計画

すべての人が安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、配偶者からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さない社会を目指すための取組等、市町村の役割を定めたものです。

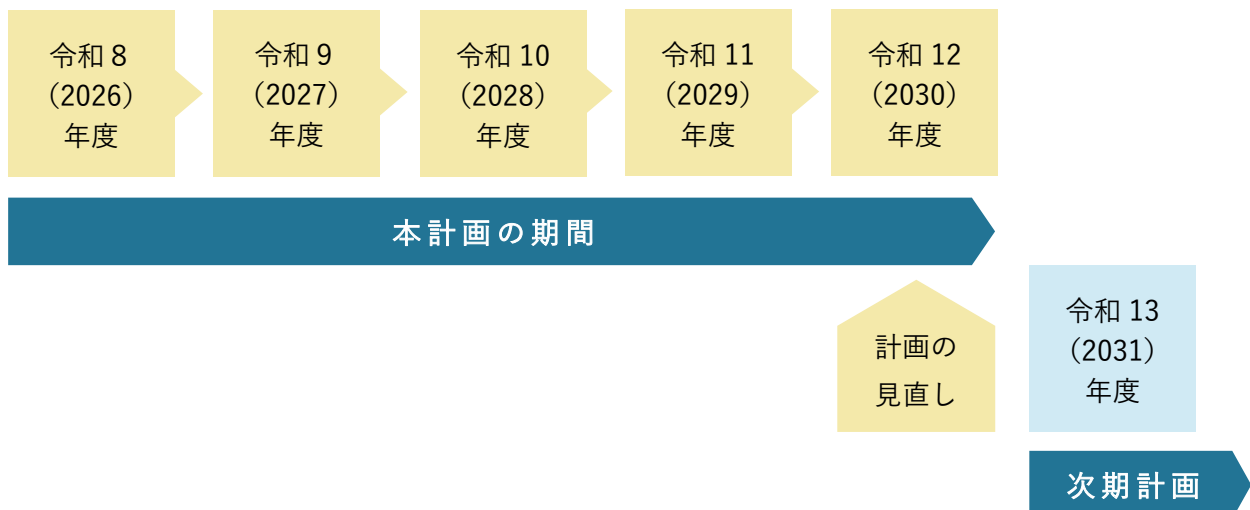
#### 困難女性支援計画

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が、安心かつ自立して暮らせる社会が実現するよう、市町村の取組等を定めたものです。

## 04

### 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。



# 05

## 統計からみる清川村の現状

### 世帯の家族類型の状況

単独世帯

24.6%



核家族世帯

65.9%



3世代世帯

5.3%



国勢調査（令和2年）より

### ひとり親世帯数の状況

男親と子どもから成る世帯

26世帯



女親と子どもから成る世帯

86世帯



国勢調査（令和2年）より

### 政策・方針決定の場への女性の参画状況

村役場職員の  
管理職に占める女性の割合

17.6%



審議会委員等に占める  
女性の割合

32.6%



自治会長に占める  
女性の割合

9.4%



清川村 総務課より

総務省 市町村女性参画状況 見える化マップ（令和6年度）より

## 06

### 計画の基本理念

## 男女が支え合い、 多様な生き方を認め合うきよかわの実現

本計画は、「男女共同参画社会」の実現を目指すものであり、そのためには、男女の助け合いと互いの尊重によって、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる地域づくりを進める必要があります。

国や県の計画で示されている考え方や、本村の「第4次清川村総合計画」において掲げられている将来像である「水と緑あふれる心のふるさと」を踏まえながら、「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」を本計画の基本理念とし、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

## 07

### 計画の3つの基本目標

本計画では、基本理念の達成に向けて、3つの基本目標を設けています。

#### 基本目標 1

あらゆる場面で女性参画を拡大します

#### 基本目標 2

安心して暮らすための支援を充実します

#### 基本目標 3

男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います



計画の基本理念である「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」に向けた施策について、以下の通りに体系に位置づけて推進します。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">あらゆる場面で女性参画を拡大します</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標 1</p>	<p><b>1-1 村政における女性参画の推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 審議会等の委員への女性の参加促進</li> <li>② 性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進</li> <li>③ 性別にとらわれない村役場職員採用の促進</li> <li>④ 村役場における仕事と家庭の両立支援の充実</li> </ol> <p><b>1-2 職場における女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 仕事と生活の両立に向けた意識啓発</li> <li>② 女性の就労や再就職を支援するための情報提供</li> <li>③ 保育サービス等の充実</li> <li>④ 男性の子育てへの参加の促進</li> </ol> <p><b>1-3 地域社会における男女共同参画の推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域を支える人材育成と地域コミュニティの形成</li> <li>② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の推進</li> </ol> <p><b>1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 生涯学習活動の参加のしやすさの向上</li> <li>② 学習グループの養成・活動支援</li> <li>③ 人権意識の高揚</li> <li>④ 小中学校での男女平等教育の充実</li> <li>⑤ 教育関係者及び保護者への研修の推進</li> <li>⑥ 生涯学習活動の推進</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安心して暮らすための支援を充実します</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標 2</p>	<p><b>2-1 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 暴力から身を守るための学習の実施</li> <li>② 被害者等への相談支援体制の充実</li> </ol> <p><b>2-2 様々な困難に直面する方への支援【困難女性支援計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者の生きがいづくりのための支援</li> <li>② 小中学校における性的マイノリティへの適切な理解の促進</li> <li>③ 困難を抱える方への相談支援体制の充実</li> </ol> <p><b>2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 健康づくりに関する講座等の充実</li> <li>② 子育て等に関する相談支援体制の充実</li> <li>③ 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上</li> <li>④ 村民を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組</li> <li>⑤ 児童・生徒を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組</li> <li>⑥ 男性のための料理教室等の講座への支援</li> </ol>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標 3</p>	<p><b>3-1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発・情報提供の充実</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 男女共同参画に関する講座・イベント等の開催</li> <li>② 「男女共同参画週間」の周知</li> <li>③ 男女共同参画に関する図書閲覧サービスの推進</li> <li>④ 効果的な啓発・情報提供の検討</li> </ol>

※女性活躍推進計画は、本計画全体に位置づけています。

## 09

## 計画の3つの重点指標

基本理念の達成に向けて、基本目標ごとに重点指標を設定します。  
各指標は、アンケート調査結果より算出のできる数値となっています。



本計画の策定にあたり、アンケート調査を実施しました。

以下、アンケート調査の概要です。  
計画本編には結果の一部を掲載していますので、ぜひご覧ください。

調査地域	清川村全域	
調査対象者	住民基本台帳より無作為抽出した村民 830 人	
調査期間	令和 7 年 3 月 5 日～令和 7 年 3 月 28 日	
調査方法	郵送配布・郵送回収／WEB 回答	
回収状況	発送数	830 件
	回収数	290 件（郵送 274 件、WEB16 件）
	回収率	34.9%

## 基本目標 1 あらゆる場面で女性参画を拡大します

重点  
指標

1

社会全体に対して

「男性優遇」または「女性優遇」と感じている割合

	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	68.6%	71.8%	50.0%
女性	71.9%	70.8%	50.0%

2 割の改善を  
目指します

基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します

重点  
指標

2

身体的・心理的暴力について「自分が直接経験したことがある」方のうち、『誰にも相談したことがない』の割合

	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	55.6%	33.3%	15.0%
女性	33.3%	33.3%	15.0%

半減を  
目指します

基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

重点  
指標

3

男女共同参画に関する講座・イベント等を『知っている』割合

	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	—	30.6%	50.0%
女性	—	36.6%	50.0%

5割を  
目指します

# 10

## 計画の具体的取組

### 基本目標 1

### あらゆる場面で女性参画を拡大します

#### 1-1 村政における女性参画の推進

政策・方針の意思決定過程へ男女がともに参画し、女性の活躍が進むことで、より多角的な視点を活用し、社会経済情勢の変化に対応できる、持続可能な社会の実現につながることが期待されます。そのため、女性の管理職への登用推進や、審議会への参加促進等を通し、政策・方針の意思決定過程への女性のさらなる参画推進を図ります。

#### 1-2 職場における 女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向け、事業者に対する啓発等を推進するとともに、子育て支援を継続して行うことにより、個人の能力を十分に発揮し、自己実現につながる職場づくりへの支援を行います。

#### 1-3 地域社会における男女共同参画の推進

性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野で地域活動に参画できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりや活動に対する支援を推進します。

#### 1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進

教育・生涯学習等の場において、男女がともに参加しやすい環境づくりや性別に関する偏見の防止や各個人の能力開発のきっかけとなるプログラム設定を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進を図ります。

## 基本目標 2

## 安心して暮らすための支援を充実します

### 2-1 あらゆる形態の暴力の根絶

### DV 防止計画

あらゆる形態の暴力の根絶に向け、本施策を村の「DV 防止計画」に位置づけ、村民への啓発を行うとともに、被害者の視点に立った切れ目のない支援体制の構築を推進します。

### 2-2 様々な困難に直面する方への支援

### 困難女性支援計画

困難に直面する方への支援の推進にあたり、本施策を村の「困難女性支援計画」に位置づけ、他の個別計画等とも連携を図りながら、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組みます。

### 2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援

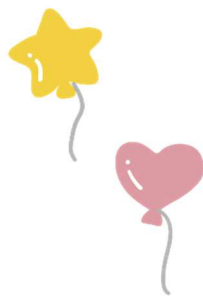
性別にかかわらず誰もが自分たちの生活と健康に向き合える仕組みづくりに向けて、学童・思春期からの健康教育の充実や、村民への啓発や講座の実施等を通して、村民の健康づくりの支援を行います。

## ～ 困った時は、相談してみましよう ～

清川村には、以下をはじめとする相談窓口があります。  
困った時は、まず相談してみましよう。

福祉の総合相談窓口  
(子育て健康福祉課)

電話：046-288-3861  
FAX：046-288-2025



清川村健康相談 24  
(24 時間電話  
健康相談サービス)

電話：0120-288-132

## 基本目標 3

# 男女共同参画の実現に向けた 意識啓発や基盤整備を行います

### 3-1

## 男女共同参画社会の実現に向けた 教育・啓発・情報提供の充実

性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念に対する新たな意識づくりとして、講座やイベント、男女共同参画週間の周知等を通して、男女双方の意識改革・理解の促進を図ります。

## 11

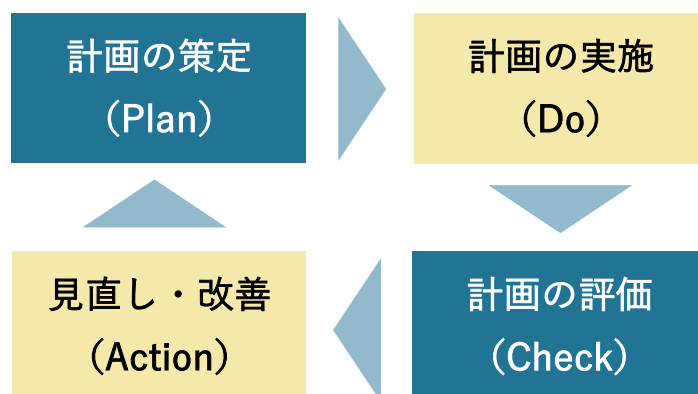
## 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、関係各課や村民、事業所等の地域のあらゆる主体が当事者意識を持って、取組を推進することが重要です。

計画の推進にあたっては、男女共同参画の担当課である生涯学習課を中心に、庁内の各課及び地域で活動する個人・団体との連携を持って、取り組みます。

計画の進行管理にあたっては、各種取組指標によって適時点検を行いながら、計画的な事業の実施を図ります。

また、計画の策定（Plan）から、計画の実施（Do）、計画の評価（Check）、見直し・改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルにより、実効性のある施策展開を図ります。



# 12

## SDGsと本計画の関係性について

平成 27 (2015) 年 9 月、国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、17 の国際目標が示されています。

この中の男女共同参画に関する分野として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、各項目を踏まえながら取組を推進します。



令和 8 年 3 月

清川村 教育委員会事務局 生涯学習課

TEL : 046-288-3733 (直通)

URL : <http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>